

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4	農業保険関係業務

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
農業保険関係業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)
(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1-4-(1)参照)		予算額(千円)	117,321,504	161,344,943	161,352,705	161,350,000
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 (第1-4-(2)参照)		決算額(千円)	403,700	1,015,949	1,552,774	14,758
		経常費用(千円)	14,187	14,585	12,903	16,641
		経常収支(千円)	5,575	177	△617	△2,910
		行政コスト(注)(千円)	△5,549	14,630	14,381	16,641
		従事人員数(人) ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111
						※108

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1-4-(1)参照) (2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 (第1-4-(2)参照)	第1-4-(1)及び(2)を参照。	同左	同左	評価：B 2項目の小項目についてBとしたことから、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。	評価 B <評価に至った理由> 2つの小項目のうち、2項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。 (2項目×2点/2項目×2点)=100% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -

					<その他事項> -
--	--	--	--	--	--------------

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(1)	農業保険関係業務－農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数	年1回以上	3回	10回	18回	19回	15回	56回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知状況	4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上	4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 農業保険関係業務についての情報提供の充実 NOSAIインターネットに、以下の情報を掲載した。 ① 農業保険関係業務の概要（令和4年度版） ② 農業共済組合等の財務状況調査結果 ③ 農業保険関係業務貸付取扱要領の変更 ④ 貸付金利の変更（53回） ○ 全国会長会議等の全国会議において、農業保険関係業務の業務実績等について説明した。 ○ 利用者である農業共済団体から、事業運営の実態にあわせて信用基金の貸付取扱要領を見直すよう要請があり、その要請に応じて、信用基金は貸付額の算定方法や徴収書類の変更を行った。 なお、意見があったものの、反映していない案件はない。	<自己評価> 評価：B 情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> －	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(2)	農業保険関係業務－共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	4日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	100.0%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利につ	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利につ	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利につ	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> ア 民間金融機関から融資を受けるよう促進 ○ N O S A I イントラネットや、全国会長会議等の全国会議を通じて、共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促した。 ○ 共済団体に対し、台風被害により被災した農業者に対する共済金の支払いに必要な資金の貸付けを行った。 貸付案件について、 ・ 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか ・ 緊急的な対応でない場合、民間金融機関からの融資を検討した上で信用基金から借入れを行うこととした理由 を内容とする調書を徴求した。 ○ 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 イ 適切な水準の貸付金利の設定	<自己評価> 評価：B 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> -	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -

いては、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	いては、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	いては、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。		○ 貸付金利について、農業共済団体等にとって過大な負担にならないよう、市中金利と同程度の水準（借入申込み時期に相当する全銀協日本円TIBORレートに、一定の率を上乗せ）に設定した。 ウ 貸付金及び貸付金利息の確実な回収 ○ 貸付金及び貸付金利息については、償還期限未到来のため、未回収である。		
---	---	---	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5	漁業災害補償関係業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
漁業災害補償関係業務			平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)
(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1ー5ー(1) 参照)		予算額（千円）	28,431,756	28,428,508	28,440,045	30,560,625	69,188,336
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 (第1ー5ー(2) 参照)		決算額（千円）	14,149	17,120	15,528,058	67,230,227	68,307,712
		経常費用（千円）	9,703	15,988	20,295	21,382	21,360
		経常収支（千円）	△3,820	△9,952	△9,923	51,714	49,297
		行政コスト（注）（千円）	2,630	15,992	20,417	21,382	21,399
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	※108

（注）「行政コスト」欄について、平成 30 年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1-5-(1)参照) (2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 (第1-5-(2)参照)	第1-5-(1)及び(2)を参照。	同左	同左	評価：A 1項目についてA、1項目についてBとしたことから、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。	評価 A <評価に至った理由> 2つの小項目のうち、1項目でA、1項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。 (1項目×3点+1項目×2点) / (2項目×2点) = 125% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -

					<その他事項> -
--	--	--	--	--	--------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(1)	漁業災害補償関係業務－漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数	年1回以上	－	1回	2回	2回	2回	2回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実 令和4年4月及び令和5年1月に信用基金ホームページに掲載しているリーフレットを更新。 利用者の利便性向上の観点から、諸規程の改正などについて信用基金ホームページに関係者専用ページを設置して掲載した。 また、利用者等に対し情報提供の充実を図る観点から、業務統計年報をホームページ上に掲載した。 https://www.jaffic.go.jp/guide/gyosai/index.html ○ 漁業災害補償関係業務運営委員会で各委員からご報告いただいた漁業被害の状況等の情報を、信用基金は各県域の被害状況の把握や今後の資金ニーズの把握、借入額の予測に活用した。 なお、意見があったものの、反映していない案件はない。	<自己評価> 評価：B 情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> －	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

	害補償関係業務の周知回数：年1回以上	害補償関係業務の周知回数：年1回以上				
--	--------------------	--------------------	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5－(2)	漁業災害補償関係業務－共済団体に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成 29 年度 （2017 年度）	30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	－	－	－	－	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4 日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4 日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> ○ 共済団体に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促したが、市中銀行等からの借入れに要する時間や借入金額についてスムーズな対応が困難であることから、信用基金が貸付けを行うことになった。 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ○ 貸付日から償還期間までの期間に応じ、借入申込み受理日前に公表されている直近の当該期間に相当する全銀協日本円 TIBOR レートに 0.35% 上乗せした利率を適用した。 ○ 貸付金及び貸付金利息については、共済団体から定められた期日に回収した。 ○ これらに加えて、貸付業務について、令和 4 年度中の貸付金の最高残高は 188 億円であったが、この水準は、昭和 39 年の制度創設以来最高の残高水準であり、漁業災害補償関係業務に対する出資金及び利益剰余金の計約 60 億円の 2 倍を超	<自己評価> 評価：A 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施に取り組んだことに加え、以下の事項を実施したことから、A とする。 （自己評価の考え方） 不漁の継続や、新型コロナウイルス感染症の影響による多くの魚種における需要減退及び価格低迷により、第 4 期中期目標や中期計画の策定時において想定していなかった規模の漁業共済による支払が生じることとなり、令和 4 年度においても国が漁業共済団体に支払うべき保険金の支払不足が生じた。このような中、出資金等の水準を大きく超える貸付けを実施するため、国・漁業連との借入希望額についての緊密な連絡体制の構築や、民間金融機関から必要額を安定的に調達するための働きかけ等に努めたことが、安定した貸付けの実施を可能とし、漁業共済制度の安定的運営に大きく寄与したこと。 <課題と対応> －	評価 A <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、深刻な不漁や魚価の大幅な下落により、想定を上回る規模の漁業共済金の支払が必要となり、支払財源の国庫負担が一時的に不足する事態となったところ、法人が主体的に民間金融機関から資金を調達し、これを漁業共済団体に貸し付け取組を行った（令和 4 年度新規貸付金 71 億円）。このことにより、漁業災害補償制度の安定的かつ円滑な実施に貢献したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。		える水準での借入れを行った上での貸付けであった。このように、国・漁済連との借入希望額についての緊密な連絡体制の構築や、民間金融機関から必要額を安定的に調達するための働きかけ等に努めたことによって、出資金等の水準を大きく超える貸付けを安定して実施することを可能とした。 ○ さらに、業務方法書上の貸付限度額について、第4期中期目標期間に緊急避難的な対応が必要となったことを踏まえ、第5期中期目標の開始に向けて、貸付限度額のあり方についての検討を行い、出資額の4倍と定めていた貸付限度額を、漁業共済団体への安定的・機動的な資金供給が行えるよう「共済金又は再共済金の支払に必要な額」に変更し、業務方法書の変更を行った（令和5年3月22日認可）。		
--	--	--	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-1	事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）		30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
事業費（百万円）	－	10,567	4,383	4,120	4,490	3,513	3,354	2,970	
うち保険金（農業）	－	6,946	2,291	2,394	2,464	2,001	1,934	1,761	
保証保険事業助成金（農業）	－	28	28	28	28	279	474	418	令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
代位弁済費（林業）	－	1,200	673	525	642	419	116	260	
求償権回収事業委託費（林業）	－	20	14	10	7	26	28	14	
保険金（漁業）	－	2,358	1,363	1,147	1,336	692	679	395	
保証保険事業助成金（漁業）	－	14	14	15	14	96	123	122	令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減			－	－	－	－	－	－
29年度予算に対する削減率（実績値）	－	－	－	61.0%	57.5%	66.8%	68.3%	71.9%	5カ年の平均削減率は65.1%。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第4 業務運営の効率化に関する事項 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）を削減する。	<主な定量的指標> ○ 事業費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減が図られているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の29年度予算に対する平均削減率は、65.1%であり、中期目標期間を通じて定量的指標（5%以上）を達成した。 ○ 事業費（保険金、代位弁済費、保証保険事業助成金及び求償権回収事業委託費）の令和4年	<自己評価> 評価：A 中期目標期間中の事業費の平均削減率は、65.1%であり、定量的指標（5%以上）の達成度が120%以上となった。 また、保険金支払ないしは代位弁済費の支出の抑制に向けて、各勘定において精力的に取り組を行ったことから、Aとする。	評価 A <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づき、取組を適確に実施することにより、令和4年度の事業費の削減率は平成29年度比で71.9%であり、事業費削減の目標値の達成度が120%以上となったことから、「A」評価が妥当である。

の期間中に、平成 29 年度比で 5 % 以上削減する。 < 想定される外部要因 > ・ 保険金及び代位弁済費については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	の期間中に、平成 29 年度比で 5 % 以上削減する。			度支出実績は 29 億 70 百万円であり、事業費トータルでみて平成 29 年度予算対比で 71.9 % の削減であった。 ○ 農業・漁業の各基金協会との事前協議の徹底、適正な引受審査の実施等を通じて保険金支払ないしは代位弁済費の支出の抑制に精力的に取り組んだこと（第 1－1－（3）、第 1－2－（3）及び第 1－3－（2）を参照）により、上記のとおり大幅な削減率になったものと考えられる。	< 課題と対応 > －	< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > － < その他事項 > －
---	-------------------------------------	--	--	--	---------------------------------	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-2	経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）		30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
一般管理費（A）（百万円）		2,011	1,679	1,723	1,860	1,813	1,879	1,607	
うち削減対象外経費（B）		1,599	1,387	1,379	1,531	1,556	1,579	1,434	
一般管理費（削減対象）（A－B）		412	292	345	329	257	299	173	
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上削減			－	－	－	－	－	
29年度予算に対する削減率	－	－	－	16.3%	20.2%	37.5%	27.3%	57.9%	5カ年の平均削減率は31.8%。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第3の1の(1)及び(2)のイの	2 経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の(1)及び(2)のイの	2 経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の(1)及び(2)のイの	<主な定量的指標> ○ 一般管理費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費の削減に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の29年度予算に対する平均削減率は、31.8%であり、定量的指標（20%以上）を達成した。 (1) 経費支出の抑制に向けた取組 ○ 経費支出の抑制につながるものとして、主に以下の取組を行った。 ・ 役員に対する費用対効果等のコスト意識の徹底として、「一般管理費の経費抑制の取組み」について、役員専用掲示板において周知した。 ・ 物品調達等に係る少額随意契約について、見積り合わせに比べ競争原理	<自己評価> 評価：A 中期目標期間中の29年度予算に対する平均削減率は、31.8%であり、定量的指標（20%以上）の達成度合が120%以上となった。 また、経費支出の抑制に向けて、精力的に取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －	評価 A <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づき取組を適確に実施することにより、令和4年度の一般管理費（削減対象）の削減率は平成29年度比で57.9%であり、経費支出の抑制の目標値の達成度合が120%以上となったことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

取組に限る。)に要する経費を除く。)については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。 ア 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 イ 業務実施方法を見直す。 ウ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。 (2) 人件費(退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府の方針を踏まえて、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、对国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	取組に限る。)に要する経費を除く。)については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。 (1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 (2) 業務実施方法を見直す。 (3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。	取組に限る。)に要する経費を除く。)を抑制する。 (1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 (2) 業務実施方法を見直す。 (3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。		が働き契約金額が低く抑えられるオープンカウンター方式を実施し、支出の抑制に努めた。 ・ 個別業務単位ごとの予算執行状況について、勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、支出実績を確認するなど、適正に期中管理を行った。 ○ 令和4年度はシステム更新に伴う支払いが発生しなかったこともあり、一般管理費(人件費等削減対象外とされる経費は含まない。)の支出実績は、1億73百万円で、平成29年度予算対比57.9%の大幅な削減となった。 (2) 人件費の効率化 第4-2を参照。		
--	--	--	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-3	調達方式の適正化

2. 主な経年データ															
評価対象となる指標		達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)		30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)		2 年度 (2020 年度)		3 年度 (2021 年度)		4 年度 (2022 年度)		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争 等入札	件数	—	8 件	73%	17 件	77%	22 件	76%	19 件	76%	9 件	82%	14 件	67%	81 件 構成比 75%
	金額（百万円）	—	44	63%	197	88%	1,363	94%	328	75%	170	92%	1,650	95%	3,707 百万円 92%
随意契約	件数	—	3 件	27%	5 件	23%	7 件	24%	6 件	24%	2 件	18%	7 件	33%	27 件 25%
	金額（百万円）	—	26	37%	27	12%	86	6%	112	25%	15	8%	83	5%	323 百万円 8%
合計	件数	—	11 件	100%	22 件	100%	29 件	100%	25 件	100%	11 件	100%	21 件	100%	108 件 100%
	金額（百万円）	—	69	100%	224	100%	1,448	100%	440	100%	185	100%	1,733	100%	4,030 百万円 100%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実	3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実	3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施す	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 調達に係る契約についての政府の方針を踏まえて、適正な調達に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 令和 4 年 6 月に策定した令和 4 年度調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な実施、1 者応札・1 者応募の改善の取組、合理的な調達の実施等に取組み、調達方式の適正化を図った。 令和 4 年度の一般競争入札等は 14 件、16 億 50 百万円で、契約全体に対する割合は、件数で 67%、金額で 95%であった。 なお、1 者応札・1 者応募となった入札は、なかった（3 年度 0 件）。 また、随意契約は 7 件、83 百万円で、契約全体に対する割合は、件数で 33%、金額で 5%であった。 イ 業務内容の把握や企画提案書・技術提案書の作成業務等に必要な準備期間の十分な確保に努めるため、令和 4 年度に発注予定の入札につ	<自己評価> 評価：A これまで 1 者応札・1 者応募の改善に向けて様々な取組を行ってきたが、より一層の競争性のある契約の締結を徹底するため、新たに令和 4 年度の調達等合理化計画において、過去の類似業務における応札者や入札等関係資料を受領したが応札のなかった者などから、仕様書の作成などに必要な情報を継続的に収集するとともに、信用基金の業務内容などの情報を提供し、積極的な競争参加者の掘り起こしに努めることとし、この方針に沿って着実に取組を行った結果、1 者応札・1 者応募となった入札は、令和 3 年度に引き続き 0 件となったことから、A とする。 <課題と対応> —	評価 A <評価に至った理由> 調達方式の適正化に向け、公正性・透明性をより一層確保した調達を実現するため、入札方法について、複数の者の入札・応募がなく、1 者応札・1 者応募となった場合には手続きを中断し、再度公告を行うという法人独自の取組を引き続き徹底したことはもとより、この取組の徹底により、法人の調達事例において、全入札案件の落札価格と最高入札価格との差の合計が約 56 百万円生じるなど、複数名による応札の効果が発現していると認められることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —

施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。 イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているかなどを確認するなど、契約の適正な実施を図る。 エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。	施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。 イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているかなどを確認するなど、契約の適正な実施を図る。 エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。	る。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。 イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているかなどを確認するなど、契約の適正な実施を図る。 エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。	いて、事前に信用基金ウェブサイトにて公表するとともに、令和4年度に締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。 また、1者応札・1者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。 ○予定されている契約の事前公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html ↓ ○競争入札の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/competitive.html ○随意契約の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/voluntary.html (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 令和4年度調達等合理化計画（案）、令和3年度調達等合理化計画の自己評価（案）及び個々の契約案件の事後点検については、契約監視委員会（令和4年5月10日開催）で審議を受け承認された。 イ 総括理事（総務担当）を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、契約監視委員会（令和4年5月10日開催）において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。	
--	--	--	--	--

				その際委員より示された、 ① 情報システム関係業務の調達では、物品役務の調達に比べ声かけ数を多くしても、必ずしも入札参加者は増えていないことから、声かけを有効なものとするため、声かけのタイミングや周知する内容など具体策があるのか。 ② 令和３年度の契約実績のうち落札率が５０％未満の契約案件について、予定価格の設定は適切だったか。 ③ 総合評価落札方式で、評価時において特にどのような点に留意したか。 ④ 「重点的に取り組む分野」の中の「１者応札・１者応募の改善の取組状況」において、「応募予定者が入札等の手続きや企画提案書等の作成に必要な準備期間の確保に努めた」と記載されているが、具体的に取り組んだ内容はどのようなものか。 との意見について、総務課が以下のことを指示することにより対応した。 ① 今後の調達においては、信用基金での過去の類似業務における応札者や入札等関係資料を受領したが応札のなかった業者などから、仕様書の作成・見直しに当たり必要な情報を継続的に収集するとともに、信用基金の業務内容などの情報を提供するなど、公正性・透明性の観点を確保しつつ、積極的な競争参加者の掘り起こしに努めること。		
--	--	--	--	--	--	--

				② 予定価格については、市場価格のあるものはカタログ等を用いて設定していること。また、中央官庁及び他の独立行政法人の調達仕様書と比較検討した結果、競争を阻害していた可能性があると考えられる条件について、見直しを行うこと。 ③ 情報システム関係業務については、総合評価落札方式で調達を実施しており、その評価にあたり、現行システムの理解度を求める評価項目を削除するとともに、総合評価要領を中央官庁の総合評価基準と同レベルのものとし、かつ、評価項目を加点方式にすることで、新規参入者に対し、既存業者が有利となる評価項目にならないよう、応札者の技術力を公平に判断すること。 ④ 総務課が事前に調達までのスケジュールのチェックを行い、早期の声かけ等を行うことで、応募予定者が入札等の手続きや企画提案書等の作成を行うために必要な準備期間を確保すること。 ウ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か（「契約事務取扱細則第 34 条第 1 項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」（平成 30 年 1 月 31 日制定）に該当しているか）等の審査を受け承認された。 エ 1 者応札・1 者応募の防止		
--	--	--	--	---	--	--

				のための取組を強化する観点から、令和4年度に実施した一般競争入札を振り返り、各契約担当部署において検討した1者応札・1者応募の改善策の点検結果や、総務課が検討した各部署で共通に活用できる対応方法を取りまとめるとともに、職員に対し、その周知を行った。		
--	--	--	--	---	--	--